

特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針の考え方（ 7 ） - 報酬及び費用の基準（法第 65 条第 4 項第 6 号関係） -

第 1 簡易確定手続の報酬及び費用の基準

1．特定適格消費者団体が共通義務確認訴訟や簡易確定手続のために支出した費用や要した負担は、手続に参加した消費者のためのものであるから、消費者の回収額からこれらの費用・負担が控除され、残額が消費者に配分されることになる。

そして、消費者被害の多くは少額事件であることから、特定適格消費者団体の少額事件に対する取組みは重要である。

また、本制度が消費者の利益の擁護のためのものであることから、消費者の実際的な取戻額をできるかぎり多くするよう、特定適格消費者団体が適正に業務を実施するとともに、業務を効率化させることも必要である。

2．上記のとおり、特定適格消費者団体の要した費用・負担は消費者の回収額から控除されるべきであるが、この費用・負担の全額をそのまま消費者の負担としてしまうと、少額事件や手続に参加する消費者が少ない事件の場合は、消費者の現実的な取戻額が極端に少なくなってしまうことがあり得、消費者の利益の擁護という制度趣旨を全うできなくなる。したがって、こうした場合であっても、少なくとも回収額の過半（50%超）は消費者の取戻分とすることが妥当だと考えられる。

3．もっとも、少なくとも回収額の過半（50%超）を消費者の取戻分とすると、少額事件や手続に参加する消費者が少ない事件の場合は、特定適格消費者団体が要した費用・負担の一部しか回収できない可能性がある。

また、共通義務確認訴訟で勝訴し（又は共通義務を認める和解をした）ものの、事業者が消費者と手続外で和解をしたため、特定適格消費者団体が消費者から授権を受けることがない事態も想定され得る。この場合も、特定適格消費者団体は費用・負担を回収できないことになる。

4．特定適格消費者団体は、上記 1．に則りつつ、被害回復関係業務全体の運営の中で、3．に記載したような事態に備える必要がある。少なくとも回収額の過半（50%超）を消費者の取戻分とすることの下で、こうした備えに当たることは可能であると考えられる。

5．ただし、特定適格消費者団体は事案に応じて適切に報酬及び費用を設定する必要がある。そして、適切な報酬及び費用であるか否かは、最終的には消費者の納得が得られるか否かによると考えられる。したがって、特定適格消費者団体は、消費者に対し、報酬及び費用の算出根拠を明らかにするとともに、報酬及び費用が合理的なものであることを十分に説明し、納得が得られるようにすることが不可欠である。

また、特定適格消費者団体は、被害回復関係業務の事案ごとの収支を明らかにし、報酬及び費用の算出根拠が合理的なものであることを公に示す必要があると考えられる。

6．上述のことは、本制度の安定的な運営及び信頼性を確保するための前提条件となることから、特定適格消費者団体が実際に支払を受けることになる報酬及び費用については、消費者庁により十分な監督が行われる必要があると考えられる。

7．なお、本制度は前例のない制度であるから、現時点において、被害回復関係業務に要する費用・負担や消費者に納得が得られる目安が不明確な側面がある。そこで、実際の収支を踏まえ、消費者の利益の擁護の見地から不当ではないかしかるべき時期に検証を行い、必要に応じて見直しをする必要があると考えられる。

第2 その他

1．特定適格消費者団体が、簡易確定手続において授權を受ける際に消費者から着手金を受領する場合があります。と考えられるところ、回収額の少なくとも過半（50%超）は消費者の取戻分となることを踏まえ、着手金の一部を返金することがないよう、適切に着手金の金額を設定することが望ましいと考えられる。

2．異議後の訴訟等の報酬及び費用についての考え方は、第8回検討会資料1の第1の4．のとおりとすることが適当であると考えられる。